

番 号：諮問第120号

答申日：平成31年3月20日

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月11日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年2月28日付け海建用第85-1号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成26年3月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求において、巨大無番地に訂正後表示された地番が元々所有権のある民有地であった主張の根拠を求めたが、「作成又は取得していない」のであれば、所有権のある民有地があったなど主張はできない。
- (2) 本件処分は県の主張と矛盾する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成13年当時実施機関が行った公図訂正の申し出は、現地と公図を一致させる目的で行ったものであり、各地番の土地所有者の所有権の存在を証明するものではない。また、巨大無番地に表示された各地番が、明治6年地租改正時から存在した所有権（民有地があったとする位置関係）があったとする根拠を示す又は証明又は疎明できる文書は実施機関において作成していない。

よって、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は別紙請求内容⑤について非開示決定をしたものである。

実施機関の説明によると、平成13年当時実施機関が行った公図訂正の申し出は、現地と公図を一致させる目的で行ったものであり、各地番の土地所有者の所有権の存在を証明するものではないとのことである。

また、諮問第60号答申では、「地図訂正対象地域に国有地が含まれる場合は、当該国有地を所管する機関に地図訂正同意願書を提出する。」と地図訂正の手続きについて説明がなされている。

そうすると、異議申立人がいうところの巨大無番地に表示された各地番が、明治6年から民有地であることや、その所有権があったことについて、実施機関は確認までは行っていないと認められ、異議申立人のいう書類を作成又は取得していないとみることに特段不合理な点はない。

よって、実施機関が「作成又は取得していないため」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」とおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成26年3月19日	○諮問（実施機関）
平成26年4月18日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成30年5月8日	○審議
平成30年8月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成30年8月30日	○異議申立人からの意見の聴取
平成31年2月12日	○審議
平成31年3月6日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
<p>平成 25 年 12 月 11 日</p> <p>平成 26 年 1 月 8 日（補正後）</p>	<p>平成 13 年 1 月 15 日付で和歌山県知事木村良樹が財務省近畿財務局和歌山財務事務所長宛てにした地図訂正同意願いは、地図訂正の目的土地所在位置の訂正となる和歌山市上三毛字東山田、同字北原の公図に同所字東山田〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、を同所〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番に接する二線行政財産と〇〇〇番、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇及び〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、二線行政財産に箇所、〇〇〇番〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、別字との境界線に囲まれた空白地（地番のない土地のことで以下巨大無番地という）に移動若しくは挿入させるための訂正であった。</p> <p>当該地図訂正同意願は、旧公図の地図に誤りがないため同意されなかったが、財務事務所管財課長は、当該地図訂正同意願書に添付されていない和歌山地方法務局備え付け「昭和 40 年台和歌山県作製県道敷き分筆地積測量図及び地域訴訟結果」と「現況」に基づいて、「同意できないが地図訂正を行うことについては異議無し」としたとしている。財務事務所「公図訂正は同意できないが公図訂正を行うことについては異議ありません」の根拠となった（中略）</p> <p>⑤当該同意願書添付訂正後の土地所在図巨大無番地に表示された各地番が、明治 6 年地租改正時から存在した所有権（民有地があったとする位置関係）があったとする和歌山県の主張の根拠を示す又は証明又は疎明できる文書。</p>